

多度津町農業委員会議事録

平成29年1月20日午前9時31分より午前10時11分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 非農地証明願について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員(25名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 家 均
6番委員	堀 西 和 徹
7番委員	大 村 井 登 芳
8番委員	山 地 正 夫
9番委員	松 岡 安 男
10番委員	香 川 泰 篤
11番委員	大 谷 敏 則
12番委員	土 田 敏 雄
13番委員	三 野 敏 彦
14番委員	山 地 孝 雄
15番委員	塚 本 繁 造
16番委員	横 關 幹 夫
17番委員	矢 野 和 幸
18番委員	大 島 弘 弘
19番委員	中 津 德 久
20番委員	山 崎 義 行
21番委員	松 浦 俊 正
22番委員	藪 昌 子
23番委員	塩 入 達 彦
24番委員	篠 原 壽 雄
25番委員	

欠席委員(0名)

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口 賢司
農地係長	吉田 清司
農地係	橋本 知子

事務局長

おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより平成29年1月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

本日は、平成29年最初の農業委員会定例会でございますので、開催に当たりまして丸尾幸雄町長よりご挨拶申し上げます。

丸尾町長

(町長挨拶)

事務局長

続きまして、産業課長の岡部よりご挨拶申し上げます。

岡部課長

(課長挨拶)

事務局長

続きまして、秋山会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

おはようございます。

きょうが大寒ということで、寒さも今から厳しくなってきますが、委員の皆様方には何かと、年明け早々とし初めての定例会ということで、新春のお喜びを申し上げますとともに、本年もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

1月ということで、いつもながらではございますが、各作業等々含めましてお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。配付された資料の中にも、集落営農推進研修会がありますように、また国のほうでは農業競争力強化プログラムというんですが、安定対策、保険制度というようなことも進められているようでございます。しっかりと研修いたして、できるだけ活用していきたいものだと思っております。

そういうことで、本日もよろしく定例会のご審議をいただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございます。

町長及び課長におきましては、他の公務がございますので中座させていただきます。

それでは、本日の農業委員会の定例会の出欠でございます。

本日は25名で、全ての委員さんのご出席を賜っております。そのため、多度津町農業委員会法規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議題に入ります前に、吉田より議案の修正をご報告させていただきます。

事務局

おはようございます。

議案第6号 非農地証明についてですが、昨日事務局のほうで現場確認に行きますと、農業倉庫ではなく車庫として使用していたため、今回の議案からはちょっと外していきたいと思ひます。申請者のほうには、今後の進め方とかもちょっとお話をしまして、県のほうとも、どういっ

たやり方がいいのかも含めずっと相談をかけております。今後とも、また出てきたときには非農地証明として上がっていくのか、転用として上がっていくのか進めたいと思います。

以上です。

事務局長 それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長 それでは、慣例によりまして署名委員のほうでございますが、私のほうより指名させていただきます。24番塩入委員さん、25番篠原委員さん、よろしくお願いします。

それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の代表者の方よりご報告いただきたいと思っております。お願いいたします。

8番委員 昨日の小委員会の結果をご報告申し上げます。

昨日は、秋山会長、それから長目、斯波両副会長、大西、山地、村井の3名の委員と事務局とが出席しまして、現地確認等を行いました。それで、資料の4ページの3条の所有権移転ということで、現状はブドウの棚をそのまま3条にて所有権移転するという内容でございます。

それから、5ページの5条の1番の申請ですが、現場は長年水田を盛り土して、それで育苗施設用地ということで、過去利用しておった●●●●●●が、この●●●●●●の田んぼも含めて、ちょっと砂利等も入っておりますが、2年前まではそういうことにしておると。現状は、もう何も更地になっておるという状況でございます。

それから、その下の西白方の畑の転用申請ですが、現場を見てみますと、これまで農地として肥培管理されてないということで、ほとんど農地性がないという状況で、これにつきましては後ほど事務局から詳しい説明があらうかと思っております。

以上、帰りまして、小委員会で協議しました結果、各委員からはもう発言がございませんでしたので、問題なしということでございます。

以上、ご報告にかえたいと思っております。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしくお願いいたします。

事務局 【議案第1号1番から13番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、解約理由がその他となっているものは、現在の借受人が一旦解約をして、機構を通じて貸借するためになります。

1番につきましては、戦前からの小作地の合意解約になります。2番につきましては、賃借権による合意解約になります。3番から6番については、表作、裏作で別の方が貸借しておりましたが、解約し、●●●●が一年を通じて機構を通して借り受けいたします。また、6番のうち609番については、裏作のみを解約をし、表作は現在の借受人が引き続き耕作いたします。8番については、1番の小作地の解約と関連しております。昨年の会の中で、小作地の又貸しは原則不可という説明をしていた件で、又貸しになっていたものを解約し、転用の申請予定です。

以上です。

議長 議案第1号、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。よろしくお願ひします。

事務局 議案書の4ページをごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 議案第2号、事務局より説明がございましたが、皆さんのほうからご意見等ございましたらご発言いただきたいと思います。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農地ではありませんが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地である

と判断しております。転用理由としては、駐車場用地となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。その他の基準についてですが、工事着工は平成29年4月1日、工事完了が平成29年4月30日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代は1,100万円となっております。資金証明書を添付しております。また、転用面積については、1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当しますが、駐車場用地につきましては協議を行う必要がありません。

続きまして、番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、非農家の自己住宅平家1棟となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工につきましては、住宅の建築につきましては平成29年4月1日、工事完了が平成29年12月31日です。造成については既に完了しており、無断転用の事案であるので、転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,300万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積につきましては、1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上2件について、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障ないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かございましたら。

質問等ございますか。

20番委員

1つ構わんですか。

議長

はい、どうぞ。

20番委員

1番の分で、1,000平米を超えて開発協議の対象となつとるんじゃないけど、後がちょっとわからなんだんです。

事務局

1,000平米以上につきましては開発許可の協議に該当するんですが、駐車場用地につきましては開発許可には当たりません。

20番委員

わかりました。

議長

開発協議のほうやな。県のほう今度やり方が変わって、その分はどん

なん。

事務局 今回の2,000平米超えにつきましては、農業会議の諮問に該当しますので、県のほうには向かいます。

議長 開発協議だけ。

事務局 だけです。

議長 ほかに皆さんのほうから。

(なし の声あり)

特段ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局 議案書の6ページから8ページをごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。14件の申請があり、全て使用貸借権による新規の設定になります。全部で農地35筆、合計面積2万708平方メートルになり、内訳としまして、田26筆、1万9,266平方メートル、畑9筆、1,442平方メートルになります。

補足といたしまして、備考欄にありますように、1番、3番、5番、9番の貸付人につきましては、土地の所有者が死亡しておりますので、相続人からの申請になります。

なお、今回の申請は、次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

議長 第5号と関連するので、採決のほうは一括していきましょうか。

第5号のほうで詳しくわかると思うんで、よろしいですか、第5号とあわせて。

(異議なし の声あり)

ということです。

そしたら、続きまして、議案第5号に行きたいと思います。

農業委員会等に関する法律の第24条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員一時退席をお願いします。

(●●委員退席)

それでは、一括ということで、関連しとるということで議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用

配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

お願いいたします。

事務局

では、議案書の9ページ、10ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっています。

【議案第1番から14番について 議案書を基に朗読】

以上です。

議長

中間管理事業、第2項の案件で第4号絡み、よくわかりやすいのではないかと思います。

皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思えます。

非常に結構なことで、中間管理事業をするということは非常に喜ばしいことだと思えます。

特段ご意見ございませんか。

(なし の声あり)

それでは、議案第4号、関連いたしまして議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第4号、あわせまして議案第5号を承認といたします。

(●●委員着席)

続きまして、議案第6号は前段ありましたように取り下げということで、その他、報告案件として、事務局よろしくお願いいたします。

事務局長

事務局よりご報告いたします案件が2点ございます。

事務局

【その他2点について事務局より説明】

事務局長

それでは、最後に来月の予定についてお知らせいたします。

2月の小委員会は、16日木曜日午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、10番の松岡委員さん、11番の香川委員さん、12番の大谷委員さんをお願いいたします。

定例会は、翌17日金曜日の午前9時30分から、同じようにこの第1会議室で行います。署名委員さんは、4番の谷口委員さん、5番亀山の委員さん、6番の堀家委員さんのうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議長

そしたら、全体を通して皆さんのほうからございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、これで閉会したいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

